

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県公立大学法人契約事務取扱規程（平成 19 年法人規程第 84 号。以下「契約事務取扱規程」という。）第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 18 日

広島県公立大学法人 理事長 鈴木 典比古

### 1 調達内容

#### (1) 業務名

令和 6 年度 HBMS 事業戦略にかかる調査業務（MBA 需要調査業務）

#### (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所

本学が指定した場所

#### (5) 入札方法

総価で入札に付する。

#### (6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

(1) 契約事務取扱規程第 3 条の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「54A 調査・研究」の入札参加資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、本学の取引停止及び広島県の指名除外を受けていない者であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 入札説明書及び仕様書等入手方法

本学ホームページからダウンロードすること。

#### (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人県立広島大学 本部事務部 HBMS マネジメント課 電話 (082) 251-9726

ウ 提出期限

令和7年2月27日(木)午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年3月3日(月)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和7年3月11日(火)午前11時

イ 場所

広島市南区宇品東一丁目1番71号

県立広島大学 広島キャンパス 教育研究棟1 2階 1275 講義室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 契約事務取扱規程第11条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約事務取扱規程第19条の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札者に求められる義務  
入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他契約事務取扱規程第16条各号に

該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人県立広島大学 本部事務部 HBMS マネジメント課

電話 (082) 251-9726 ファクシミリ (082) 251-9405